

第3号議案

平成25年度大阪府立高等学校知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜及び平成25年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科の大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜について

平成25年度大阪府立高等学校知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は次のとおりとする。

大阪府立西成高等学校
大阪府立阿武野高等学校
大阪府立枚方なぎさ高等学校
大阪府立八尾翠翔高等学校
大阪府立園芸高等学校
大阪府立柴島高等学校
大阪府立松原高等学校
大阪府立堺東高等学校
大阪府立貝塚高等学校

平成25年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科の大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜を実施する設置校は次のとおりとする。

- 平成25年度大阪府立豊能・三島地域高等支援学校（仮称）の共生推進教室入学者選抜を実施する設置校
大阪府立北摂つばさ高等学校
大阪府立千里青雲高等学校
- 平成25年度大阪府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室入学者選抜を実施する設置校
大阪府立久米田高等学校
大阪府立芦間高等学校
大阪府立枚岡樟風高等学校

平成24年9月19日

大阪府教育委員会

<参 考>

- 1 平成25年度大阪府立高等学校知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜について
[趣旨]

平成25年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針において、別に定めるとしていた知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は、平成24年度入学者選抜と同様とする。

- 2 平成25年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科の大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜について
[趣旨]

平成25年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科の大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜を実施する設置校を定める。

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

平成25年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針

VI 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

- 1 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は、別に定める。
(平成24年6月の教育委員会議において決定)

平成25年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜方針

II 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

- 1 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜にかかる共生推進教室の入学者選抜を実施する設置校は別に定める。

(平成24年6月の教育委員会議において決定)